

## 明治天皇紀附図と二世五姓田芳柳

米 田 雄 介

はじめに

大正三年十二月一日、宮内省に臨時編修局（後に臨時帝室編修局と改称）を設置し、『明治天皇紀』の編修事業を開始した。爾來、編修作業は紆余曲折を経ながら、昭和八年、明治天皇御紀二百六十巻の編修が完成し、その年の九月三十日、本紀二百六十巻が後述の『絵図一帙』とともに昭和天皇に奉呈された。それから四十年近くの歳月を経て、明治百年記念事業の一環として、本紀二百六十巻を十二冊（一冊平均八百ページ）にまとめて出版することになり、昭和四十二年に『明治天皇紀』第一冊を出版し、第十二冊目の出版を行ったのは昭和五十年十二月で、さらに同五十二年三月に索引一冊を出版して『明治天皇紀』出版事業は完了したのである。

このような『明治天皇紀』の編修および出版についてはすでに知られているところであるが、昭和八年に『明治天皇紀』の本文二百六十巻が

昭和天皇に奉呈された際に、『絵図一帙』もまた昭和天皇に奉呈されていることは案外と知られていない。しかし『明治天皇紀』第十二冊の後記に本紀の編修並びに出版の経緯を記した際、昭和八年に本紀二百六十巻とともに『絵図一帙』が昭和天皇に奉呈されたこと、その絵図とは、明治天皇の主要な御事蹟を描いたもので、五姓田子之吉芳柳の揮毫するところであつたことなどが記載されているのである。

五姓田子之吉芳柳とは、所謂二世五姓田芳柳のことである。<sup>(1)</sup>明治初年、横浜において活躍し、その後、明治天皇の肖像画などを描いた宮廷画家としても有名な五姓田芳柳は初代芳柳である。子之吉は初代芳柳の女を妻とし、やがて五姓田芳柳と名乗ることを許され、二世五姓田芳柳と呼ばれている。したがって以下、初代芳柳・二世芳柳と記すが、二世芳柳を芳柳とのみ記すこともあるので、はじめに断っておきたい。

後にも触れるが、二世芳柳自身が作成した「五姓田芳柳略歴」による<sup>(2)</sup>と、二世芳柳は明治大帝御事蹟画八十一枚（誕生から桃山陵に至る）を描き、『明治天皇紀』が昭和天皇に奉呈されたとき、御事蹟画とともに

奉呈され、宮中鳳凰の間において天覧の榮に浴したと記載している。この略歴のことは、二世芳柳の研究者にはよく知られているものである。しかし略歴に明治大帝御事蹟画（前記の『絵図一帙』、しかし以下『明治天皇紀附図』と称す）を作成したとの記載があるのにも拘わらず、これまで二世芳柳の描く『明治天皇紀附図』のことは注意されていなかったように思う。一つには、『明治天皇紀附図』が昭和天皇に奉呈されて以来、『明治天皇紀附図』の存在を承知している人でも、その絵を実見した人が殆どいなかったため、それについて論じることができなかったからと思われる。もしそうだとすると、止むを得ないことと言わざるを得ない。ところが幸い筆者は、過日宮内庁侍従職に保管されている『明治天皇紀附図』を実見する機会を与えられた。

言うまでもなく筆者は絵画の専門家ではないので、その芸術性について論じることにはできないが、なんらかの形で『明治天皇紀附図』を紹介することは、『明治天皇紀』自体の理解を深めるとともに、二世芳柳の研究にとっても必要なことであると思われるので、『明治天皇紀附図』について外形的なこと紹介に留まるが、そのような附図がどのような経緯で制作されることになったのかについて、若干の整理を試みてみたい。二世芳柳の研究に何ほどの寄与ができれば幸いである。

一

二世五姓田芳柳に関する研究に先鞭をつけたのは隈元謙次郎氏の「五姓田義松に就て」の論文である。<sup>(3)</sup>氏は五姓田義松を中心に、その父五姓田芳柳（初代芳柳）や義松の門弟（門弟といっても妹渡辺幽香とその夫渡辺文三郎およびもう一人の妹の夫二世芳柳）について、それぞれの画業を紹介しつつ近代洋画史の中における五姓田派の位置付けを行っているが、二世芳柳の画業も要領よく整理している。ついで隈元氏の研究を継承し、さらに深められたのが山口正彦氏の研究である。

まず山口氏は「五姓田芳柳の肖像画」と題する論文において、専ら初代芳柳の描いた肖像画を中心に論じられているが、<sup>(4)</sup>一部、二世芳柳に論及したところがあり、二世芳柳の画業をたどる上でこの論文は不可欠の文献である。ついで山口氏は「二世五姓田芳柳の画業」の論文において、二世芳柳の画業を文字通り網羅的に整理している。<sup>(5)</sup>そこで本稿は山口論文に導かれながら、二世芳柳と『明治天皇紀附図』の関係を考えようとするものである。

山口氏の研究によると、二世芳柳がもっとも尊敬してやまなかったのは初代芳柳と明治天皇であったという。すなわち山口氏は、二世芳柳が「初代芳柳のまったくおなじ肖像を明治二十八年と昭和八年の二度にわたって描いていること、明治天皇の御事蹟画に全力を傾倒したことによっても知られる」と述べておられる。<sup>(6)</sup>

いま二世芳柳が初代芳柳の肖像画を二度にわたって制作したことについてはひとまず措いて、二世芳柳が明治天皇の御事蹟画に全力を傾倒し

たことについて、山口氏は「大正六年（一九一七）十月から芳柳は明治神宮奉賛会嘱託となり、聖徳記念絵画館の装飾画下絵八十図の構作にかかった」とし、「各図の考証の労苦は並大抵のものではなく、芳柳が生涯を通じて最も心血を注いだのはこの仕事であったといわれる」と記しておられるが、そのとおりであろう。

二世芳柳が明治神宮奉賛会嘱託となり、聖徳記念絵画館の壁画下絵八十図の制作に与かったことは明治神宮奉賛会編「明治神宮外苑奉献概要報告」(大正十五年十月刊)に具体的に記されている。<sup>(7)</sup>同書により二世芳柳と聖徳記念絵画館の関係を整理しておこう。

聖徳記念絵画館の壁画の制作を企画した明治神宮奉賛会は、大正五ごろ、明治天皇の御事蹟調査に当たっていた文部省の維新史料編纂会と宮内省の臨時帝室編修局に壁画の制作について相談することとし、当時、維新史料編纂会の総裁で臨時帝室編修局の副総裁でもあった金子堅太郎や臨時帝室編修局御用掛藤波言忠らに壁画の画題提出について協力を依頼している。その依頼に基づき、実際に維新史料編纂会と臨時帝室編修局がそれぞれ壁画の画題案の提出を行っている。

そこで明治神宮奉賛会では、金子と藤波を顧問とし、当時の代表的学者・文化人などを絵画館委員に委嘱し、何度も会合を重ねて画題の選定作業を進めていった。しかし選定した画題がそのまま絵になるものかどうか、これは画家の意見を求める必要があったため、絵画館委員会は委員である正木直彦東京美術学校長を通じて、二世芳柳に画題の構図・原

案の作成を委嘱したのである。二世芳柳と聖徳記念絵画館との係わりはここに始まる。

爾来、二世芳柳は絵画館委員と共に、画題の整理を進めるとともに、画題の説明文を作成し、史実として納得の得られるもの、画中に登場の人物をはじめ建物・調度など誤解のないように万全の調査を行っている<sup>(8)</sup>。この説明文とあわせて、考証図と言われるものを作成しているのである。それが『聖徳記念 画題考証図』(以下、考証図と言ふ)と言われるもので、大正十年八月明治神宮奉賛会から刊行されたが、その序文に、考証図作成の意図が端的に表れているので紹介しておこう(読点は便宜、筆者が加えた)。

絵画館委員会ハ四年有余ニ互リ、博ク索メ深ク究メ慎重ナル審議ヲ遂ケテ、壁画々題及解説、考証図ヲ撰定シタリ、之ヲ通覧スルニ殆ト遺憾ナキカ如シト雖モ、苟モ事乾坤徳ニ関ス、鄭重ナル上ニモ鄭重ヲ加ヘサルヘカラス、今仮ニ印刷シテ、実歴者及有職家ノ批判ヲ仰キ、万缺漏ナカラムコトヲ期ス、

大正十年八月

明治神宮奉賛会

考証図の序文に見える壁画画題の解説とは、それぞれの画の状況説明を行っているもので、各図の前葉に付されているものであるが、書陵部蔵の『聖徳記念絵画館画題説明』乾坤二冊(函架番号 明一五六〇)は、その説明文の第一稿である。すなわち乾の冊の表紙裏に

此説明書ハ藤波御用掛池辺編修官主トシテ編修シ

上野書記補助トシテ成レル第一稿本ナリ乾坤二冊トス

大正七年春

と記しており、<sup>(10)</sup>解説の作者が誰かがわかる。この後、何度か審議を繰り返し、考証図が作成された頃に解説文も一応の完成を見たのであろう。

考証図は、第一図の明治天皇の降誕された御産所に始まり、第八十図の明治天皇の大葬の御列に至る八十枚を取めるが、八十枚のすべては水彩画である。いずれも二世芳柳の描いたものである。この考証図が実歴者および有職家に分かつたためである。それに対し、どのような意見が明治神宮奉賛会に寄せられたのか分らないが、この考証図をもとに聖徳記念絵画館の壁画が作成されることになったようである。

このように言うと、現在、聖徳記念絵画館の壁画のうち二世芳柳の描いたのは僅かに「枢密院憲法会議」の画一枚であるから、その考証図と壁画との関係に疑問を抱かれる方がおられるかも知れないが、山口氏によると、絵画館の壁画は、「当初は芳柳が全体を構成し、数名の画家で完成させるつもりであったらしい」と記しており、或は二世芳柳はその数名の画家の一人であったのかも知れない。

しかし画題が定まると、これらの壁画を外部から奉納させ、かつ揮毫者も奉納者が推薦できるようにさせてもらいたいとの申し出があったとい<sup>(11)</sup>う。そこで明治神宮奉賛会では、壁画の奉納希望者にそれを許し、揮毫者の推薦を認めるかどうかの権限は明治神宮奉賛会委員会において留

保できるようにし、「壁画奉納者心得ノ要項」を定めている。

その後、この壁画の奉納者および壁画の制作者の選定が進められ、当代一流の画家によって壁画が作成されているが、明治神宮奉賛会委員会において制定の「壁画奉納ニ付取扱方」を見ると、「壁画ノ奉納ハ画題ト縁故ヲ有スル者、家系、資力、人格ニ於テ適當ト認ムル者ニ許可スルコト」「構図ハ画家ノ自由ナルヘキモ解説及考証図ヲ参考トシ史実ヲ失ハサル様注意スヘキコト」などの項目が見える。

かくして実際に画題に縁のある人が奉納者となって聖徳記念絵画館に壁画が納められているのであるが、それらの多くは、二世芳柳の作成した考証図を基に壁画の作成が行われている。ただ「壁画奉納ニ付取扱方」に見えるように、構図については解説および考証図を参考にするとはいえ、画題は画家の自由としたことから、必ずしも二世芳柳の作成した考証図の通りでない壁画も何点がある。詳しくは、第三節に於て改めて整理したい。

## 二

二世芳柳の略歴によると、芳柳は大正十四年に「枢密院憲法会議」を描いて聖徳記念絵画館に奉納したが、その後も芳柳は数多くの作品を残している。ところが二世芳柳は昭和六年二月二十日から三月六日までの十五日間、上野公園の日本美術協会において五姓田芳柳作画展覧会を催

して自らの作画活動に終止符を打とうとした。山口氏はこの展覧会について「三百五十点の作品を陳列して生涯の画業の総決算とし、以後彩筆を擲つ決心をしたらしい」と言われている。実際に芳柳は、自身の略歴に、「個人展覧会ヲ上野公園日本美術協会々館ニ開キ芳柳号ヲ先考ノ靈前ニ返上シテ彩筆ヲ抛ツベキヲ公表セリ」と記しているのである。

二世芳柳に絵筆を擲たしめようとしたものが何か、具体的には不明であるが、再び芳柳に絵筆を執らしめることになったのは『明治天皇紀附図』の作成である。やはり二世芳柳の略歴によると、「同年（昭和六年）四月一日前記ノ公表アルニ係ラズ臨時帝室編修局総裁金子子爵ヨリ明治天皇紀ニ附属スル八十一題ノ大帝御事蹟画ノ執筆ヲ命ゼラル」と記しているように、二世芳柳は彼自身が尊敬して止まない明治天皇の御事蹟画の作成を命じられ、絵筆を擲つことができなくなったのである。

ところで現在、書陵部に『宮内省編纂明治天皇紀附図』二巻（架蔵番号 五五八一―一六四）がある。本巻は、『明治天皇紀附図』の下絵を芳柳自身が貼り継いで二巻に成巻したもので、成巻の経緯などは同巻の冒頭に記されている。それによると、二世芳柳は『明治天皇紀附図』を作成して昭和天皇に奉呈後、その下絵を親戚・知人に頒け与えている内に、このままでは芳柳の手に何も残らなくなってしまうことに気付き、芳柳は手元にあった五十四点を成巻して保存することにしたのである。それが書陵部蔵の『宮内省編纂明治天皇紀附図』二巻である。その際、芳柳は、下絵のほかには芳柳の手元にあった『明治天皇紀附図』関係の新聞切り抜きや

臨時帝室編修局の金子堅太郎総裁や三上参次編修官長等の間で交わされた書簡を貼付しており、『明治天皇紀附図』の作成経過を窺わせる貴重な資料である。そこでこれらの記録を見ながら、『明治天皇紀附図』の制作過程を追ってみよう。

まず二世芳柳が『明治天皇紀附図』の制作を依頼された時期は、正式には昭和六年四月一日である。ところで昭和六年四月十日付の三上参次編修官長より二世芳柳に宛てた書簡（タイプ印書）があるが、それによると、それより前の四月三日に、二世芳柳は三上編修官長に宛てて書面を送っていたようである。いま二世芳柳の書簡は残っていないが、三上編修官長の書簡によると、まず三上編修官長から芳柳に『明治天皇紀附図』の制作依頼があったらしい。そこで芳柳は、四月三日に、明治天皇御事蹟画題をどの様に選定するか、辞令交付の日時をどのように考えるのか、また報酬の受取方法などについて三上編修官長に尋ねているようである。

それに対する返辞が四月十日付の三上編修官長の書簡である。それには、まず明治天皇御事蹟画題については別紙に付箋でもって回答したと記しているが、いまその別紙は残っていない。しかし辞令交付については、本省との間で手間どっており、四月十日の時点でまだ手続きが完了していないが、辞令の日付は四月一日に遡及すること、したがって辞令交付がなくても（辞令交付以前でも）作業に着手するようにと依頼している。なお作業は四月一日より二年三ヶ月の間に完成させることとし、

報酬については年額二千元と定め、半期毎に十八画題を完成させるよう承知してもらいたい、などと記している。また報酬の支払方法についても、盆暮に水引がけ包金にて支払うこととしている。

二世芳柳が『明治天皇紀附図』の制作を委嘱されたのは、言うまでもなく、かつて彼が聖徳記念絵画館壁画の考証図を作成していたからである。それだけに臨時帝室編修局は、先に二世芳柳が行った考証図に基づいて二世芳柳自身が揮毫すれば、若干の例外はあるにしても、殆ど考証し直す必要がないとの判断があったからであろう。

もっとも後述するように、事はそれほど簡単ではないが、昭和六年四月一日付で臨時帝室編修局と二世芳柳の間に『明治天皇紀附図』の制作に関する契約が成立すると、芳柳は初代芳柳に五姓田芳柳の号を返上すると宣言したことを撤回し、再び二世芳柳として『明治天皇紀附図』の制作に没頭している。<sup>(13)</sup>

その年六月二十日頃、芳柳は、宮内省に聖徳記念絵画館画題揮毫功程表を提出し、聖徳記念絵画館壁画の考証図のうち第一図から第四十三図にいたる四十三枚の下絵を揮毫したとして四〜六月までの三ヶ月分の手当五百円を要求している。わずか三ヶ月で四十三枚もの下絵の作成を行っているのである。

ついで同年の暮には、下絵三十六枚と清画輪郭二十枚を仕上げたと宮内省に報告している。やはり聖徳記念絵画館壁画の考証図の番号で言えば、下絵は第四十四図〜第八十図までで、うち第五十五図と第七十五図

は二世芳柳自身が下絵執筆を保留しているので三十五枚分の下絵が完成しているのであるが、さらに二世芳柳はこれに伏見桃山陵の図一枚を加えて取り敢えず三十六枚分を仕上げているのである。<sup>(14)</sup>なお聖徳記念絵画館の考証図は八十枚であったが、『明治天皇紀附図』が八十一枚になっていたのは、さきほどの伏見桃山陵が加えられたためである。

またこのとき清画輪郭二十枚もできていたというが、それは聖徳記念絵画館壁画の考証図の番号で言えば、第一図から第二十図までのものである。芳柳が『明治天皇紀附図』作成のために渾身の力を注いでいたらしい様子が窺えよう。

昭和七年六月になると、芳柳は、聖徳記念絵画館壁画の考証図の第二十一図から第八十図と、新たに描くことにした第八十一図の伏見桃山陵を合わせて六十一枚（なお第五十五図はまだ考証未定につき保留している）の清画輪郭ができたと宮内省に報告している。

その際、芳柳の見込みによると、同年六、七月のうちに清画できたもののうち、考証その他欠点を発見した数題については改描し、九月から彩色（世に塗り込めという仕上げにはあらず、と注記している）に入り、十二月中に塗込の作業を行い、さらに翌年にはいよいよ仕上げに入り、最終的な点検を経て、なお改描を要するものがあれば、翌年六月中に改作して終結する予定であったらしい。

そして実際、昭和七年十二月に、この年下半期の分として聖徳記念絵画館壁画の考証図の第一図から第八十図までのうち七十九枚と伏見桃山

陵の合わせて八十枚の彩色を行い、半期分の手当千円を受け取っている。この時にも、第五十五図については史実の考証が未だ至らないので、保留している。

その後も予定通り作業が進捗したのであろう。さきに保留になっていた第五十五図の考証もようやく終了したようで、芳柳は昭和八年六月、担当の原題八十一題の揮毫のすべてが終了したとの報告を行い、半期分の手当千円を受け取っている。かくして当初予定どおり、二年三ヶ月で『明治天皇紀附図』の揮毫が完了しているのである。

その年九月三十日には『明治天皇紀附図』として八十一枚の御事蹟画が昭和天皇に奉呈されている。二世芳柳がはじめて聖徳記念絵画館の壁画の作成を明治神宮奉賛会から委嘱され、壁画の下絵を完成させるまでに五年十一ヶ月を要したと宮内省へ提出した自筆の履歴書に記しているが、『明治天皇紀附図』の作成はその半分の年数で完成させている。今回は聖徳記念絵画館壁画考証図を基にして描き直すものであったから、以前の半分の年月で完成したと言え、それまでであるが、改めて八十一枚の御事蹟画を描くことも決して容易なことではなかったのは言うまでもあるまい。

### 三

『明治天皇紀附図』の作成は、明治神宮奉賛会の委嘱によって作成した

聖徳記念絵画館の壁画考証図に基づいて行われた。したがって考証図の作成に要した半分の時間で『明治天皇紀附図』を完成させることができただのである。言うまでもなく、改めて御事蹟画について考証する必要性ないからでもあるが、実際は八十枚全部について、全く考証を必要としなかったわけではない。先にも述べたが、昭和六年暮に芳柳が提出した功程表によると、芳柳は聖徳記念絵画館壁画考証図番号の第四十四図～第八十図の下絵の作成を行っているが、うち第五十五図と第七十五図については芳柳自身がまだ考証できていないことを理由に下絵の作成を保留していたのである。

ところが昭和七年夏に芳柳が提出した功程表によると、聖徳記念絵画館壁画考証図番号の第二十一図以下第八十図に至る各図（但し第五十五図は除く）と第八十一図の合わせて六十枚の清画輪郭が作成されている。先に保留になっていた第七十五図はほかの五十九枚の図と同様に清画輪郭がなされているが、第五十五図は依然として功程表から除かれているのである。しかし昭和八年夏には、これまで保留となっていた第五十五図も作成され、八十一枚すべての図が昭和天皇に奉呈されている。それでは、何故、第五十五図や第七十五図の作成が遅れたのであろうか。第七十五図、第五十五図の順に検討し、併せてその他の絵にも同様の問題がなかったかどうか検討してみよう。

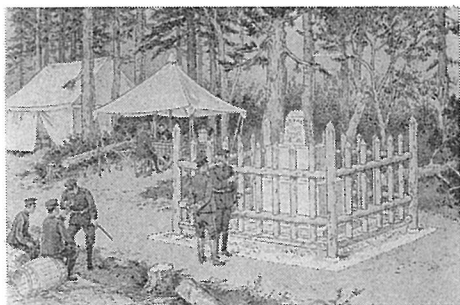
まず第七十五図とは、樺太国境画定の図である。日露講和条約によって樺太の北緯五十度以南が日本の領土となったが、その境界を示すため



A-3



A-1



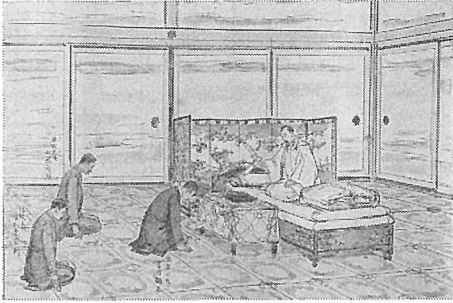
A-4



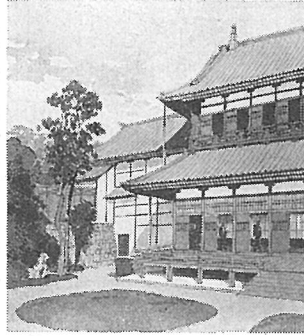
A-2

樺太国境画定

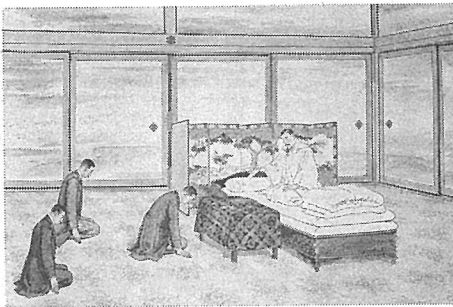




B-3



B-1



B-4



B-2

教育勅語下賜

に日本側から大島健一陸軍砲兵大佐以下四名、ロシア側からはウオスクリンスキー陸軍中佐以下五名の委員が会して四基の天測標と十七基の小標石を建てて境界を確定している。第七十五図とは、そのような樺太国境画定に関するものが描かれている。ところで聖徳記念絵画館壁画の考証図（挿図A―1、以下A―1とのみ記す）によると、樺太原野の中のテントの下で、前記の委員が樺太国境画定のために会議している様子が描かれている。ところが芳柳は、昭和六年暮に、その考証図を基にした下絵を描くことを保留していたのである。その理由を明記したものはないが、聖徳記念絵画館に奉納された壁画（A―2）によると、日露両国の委員が樺太国境に境界標を設置しようとしているところで、考証図と構図が違っている。そこで芳柳は、『明治天皇紀附図』のために樺太国境画定の図を描くに当たって、考証図によるか、聖徳記念絵画館の壁画によるか思案し、結論をだせないまま保留していたのであろう。しかし前記のように、昭和七年夏に芳柳が提出した功程表によると、第七十五図の清画輪郭が行われているので、先に保留になっていた問題が六年暮から七年初にかけて解決されたのであろう。書陵部所蔵の『明治天皇紀附図』の下絵（A―3）によると、先の考証図と同じ構図のものが描かれている。しかし芳柳の心の中では、なお考証図（A―1）のままよいか、壁画（A―2）に倣うべきか、引き続き考えていたらしい。『明治天皇紀附図』として最終的に完成したもの（A―4）を見ると、樺太国境画定のための会議でも、国境画定の境界標を埋めているところでも

なく、すでに埋め込まれた境界標に柵を設け、その前で関係者が一息ついているところが描かれている。

つぎに第五十五図の教育勅語下賜の図について検討してみよう。明治二十三年十月三十日に、明治天皇は総理大臣山県有朋と文部大臣芳川顕正の兩名を御前に召し、教育に関する勅語、教育勅語を下賜せられた。当初、その日に天皇は東京高等師範学校に行幸の予定であったが、偶々天皇が風邪に罹られたため行幸が取り止めになった。そこで天皇は前記兩名を御前に召され、教育勅語を下賜せられたのであったが、その光景を絵にすることは容易ではなかったようである。

そのため聖徳記念絵画館壁画の考証図（B―1）は、宮城表御座所の外観と、勅語を下賜されて御座所を退出せんとして廊下に立つ山県有朋・芳川顕正の兩名を描いている。壁画（B―2）もほぼ同じような構図で描かれている。ところが『明治天皇紀附図』の下絵（B―3）によると、御常御殿においてベッドから身を起こされた天皇が、教育勅語を芳川顕正にいま正に下賜されようとするところを描いている。ついで『明治天皇紀附図』（B―4）をみると、下絵のとおり絵様である。

教育勅語の下賜に当たり、天皇の御仮床の図を描くことについて議論があったのであろう。さきにも記したが、大正七年春に作られた『聖徳記念絵画館画題説明』を見ると、第一行目に「教育勅語発布」とし、その下に（御仮床）と記しており、少なくともこの頃（大正七年春）には、教育勅語の下賜が御仮床で行われる図が描かれる予定であつたら

い。しかし大正十年の考証図は、前掲のように御座所退出の図を描いているのである。だがそのようにすると、考証図（B-1）やそれによって壁画の図（B-2）では、それがなぜ教育勅語の下賜を表しているのか明らかにならない。そこで教育勅語の下賜であることが直截に分かるようにするため、天皇が御仮床において教育勅語を下賜せられんとする図を採用することになったのであろう。

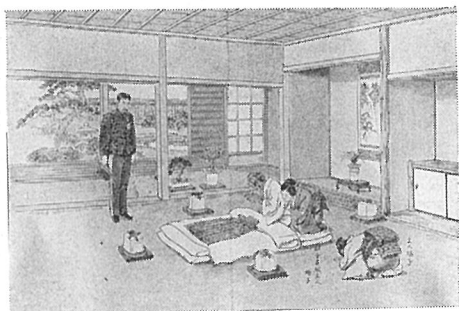
昭和七年十一月三日、明治天皇の第二十年御式年にあわせて『聖徳記念絵画館壁画集』（乾帙）が刊行されている。同書の序文は三上臨時帝室編修官長が記しているが、その中で史実の考証がいかに困難であるのかという点について、例えば江戸開城の談判が西郷と勝の兩名の間で行われているが、その場所・部屋・調度・服装など調査しなければならぬ事が多く、確定することが容易でないと語っているのである。そしてその際、教育勅語の下賜について興味深い指摘がなされている。すなわち教育勅語の渙発は貴重な史実であるが、その当時の様子を語って呉れる人はもはやなく、そのため壁画では勅語を奉持して御廊下を退出する場面を描いたが、「画家の辛苦の多大なりしに比し、観者の感興を惹くことの少きは、画家の為に、同情すべしとなす」と記している。

昭和七年暮の功程表においても、芳柳は、史実の考証未だ至らずという事で第五十五図の彩色を保留している。したがって（B-3）と（B-4）は最後の最後になって考証し、昭和八年初頭に（B-1）（B-2）とは全く違った形式の絵を作成することにしたのである。

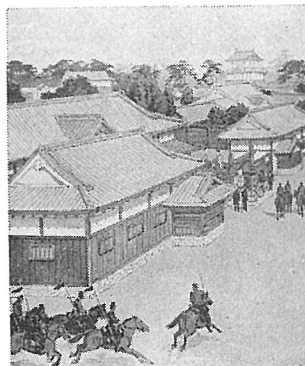
同様の例を上げてみよう。たとえば第四十七図岩倉邸行幸の図（C）や第七十図日露役奉天戦の図（D）も当初の考証図とは違ったものになっているのである。

明治十六年七月十九日、右大臣岩倉具視の病が重くなると、岩倉は明治維新の功臣のため、天皇は岩倉邸に行幸して病氣見舞いをされているが、聖徳記念絵画館の考証図としてどのような構図のものを採用するのがよいか議論のあったところである。すなわち聖徳記念絵画館の考証図（C-1）を見ると、馬場先門の所にあった岩倉邸に正に天皇が到着せんとするところが描かれている。ところがそれより前、明治神宮奉賛会の絵画館委員会において考証図を作成せんとするに当たり、明治天皇が岩倉の病床を見舞われている図を描くべきであると主張する意見と、岩倉邸に行幸の途中の模様を伝えるべきであるという意見の対立があった。しかしその後、どこでどのように折り合いをつけたのか、考証図は後者の主張に従って作成されている。その間の事情については、『明治神宮五十年誌』はつぎのように記している。<sup>(15)</sup>

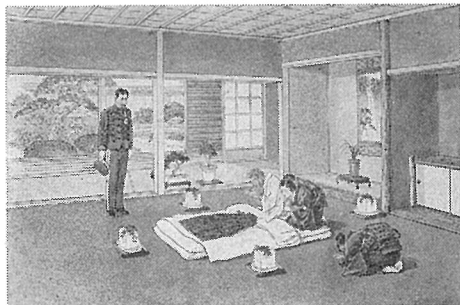
絵画館委員会の第十三回総会が行われたとき、「岩倉邸行幸」の図の描き方について、三上委員（臨時帝室編修官長）は病床の模様を描き出すことを主張し、藤波委員（臨時帝室編修局副総裁）は行幸中の様子を描くべきであると述べて、議論は並行線をたどっている。その間、正木委員（東京美術学校々長）は、そのようなことは画家に委ねるのがよいとの折衷案を出しているが結論を見るに至らず、最後は表決によって藤



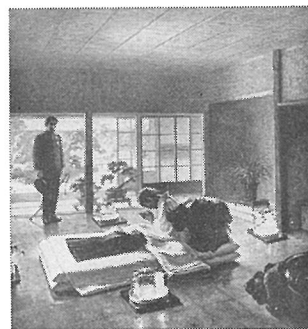
C-3



C-1

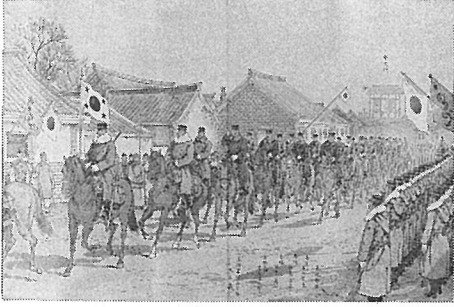


C-4

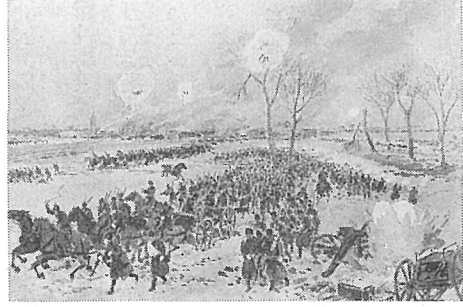


C-2

岩倉邸行幸



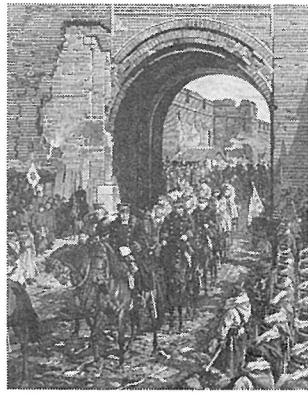
D-3



D-1



D-4



D-2

日露役奉天戦

波委員の主張する行幸図を採用することに決まった。したがって聖徳記念絵画館の考証図（C-1）は岩倉公の邸宅前を、正に車駕の門に入らんとするところを描いたのである。ところが聖徳記念絵画館の壁画によると、さきの三上委員の主張のように病床の図（C-2）が描かれている。昭和七年に出版の『聖徳記念絵画館壁画集』の序文に、三上委員は「岩倉贈太政大臣の病革るに及び、天皇俄に駕を命じ、儀衛の備はるを待たせられず、親しく、病床に臨ませられ、長くも勅語を賜へり、此劇的光景の仔細を調査するは容易の事にあらざりき」と記している。その後、『明治天皇紀附図』の制作がきまると、芳柳は、聖徳記念絵画館の考証図によらないで、当時臨時帝室編修官長であった三上参次の意見に基づいて病床の図を描くことにし、まずその下絵（C-3）を描き、ついで清画（C-4）もその下絵のとおりものを描いたのである。

第七十図は日露役奉天戦の図である。この戦いは、日本国軍二十五万人、露国軍四十万人が満州奉天において行ったもので、日露戦役中、最大の戦いであったといわれ、その戦いの光景を絵画として残そうとしたのが本図である。ところで聖徳記念絵画館の考証図によると、その最大の戦いであることを強調しようとし、満州の荒野に陣形を整え、いま正に戦端が切つて落とされようとしている光景を描いている（D-1）。ところが聖徳記念絵画館の壁画によると、戦いを終えた満州軍総司令官大山巖らが奉天城を潜り抜けようとしているところ（D-2）が描かれており、『明治天皇紀附図』の下絵（D-3）及び本附図（D-4）に

も、戦いが終わっていま奉天城に入るところが描かれている。（D-2）と（D-3）（D-4）の構図は異なっているが、戦闘の図ではなく、戦後の奉天入城の図を描いている。

以上のようないくつかの事例によって、『明治天皇紀附図』の制作が聖徳記念絵画館の考証図に基づいて行われたとしても、すべてが考証図のとおりではなく、聖徳記念絵画館の壁画の図、或はさらに考証を重ねて別の図を基に作画することもあったのである。

#### むすびにかえて

昭和八年九月三十日に、五姓田芳柳の描く『明治天皇紀附図』が『明治天皇紀』の本紀とともに昭和天皇に奉られているが、その『明治天皇紀附図』がどのような経緯を経て制作されたのかについて考えてきた。

もともと二世芳柳が『明治天皇紀附図』の制作を依頼されたのは、かつて彼が明治神宮奉賛会の囑託として壁画の下絵の制作に与っていたことによるが、彼は以前から明治天皇の肖像画を描いているのをはじめ、多くの人々の肖像画を描き、また風景画・歴史画にも優れた才能を発揮しており、加えて二世芳柳が、明治神宮奉賛会の絵画館委員とも親交のあったこともその背景にあったのである。例えば二世芳柳が『明治天皇紀附図』の制作を依頼されたとき、当時の臨時帝室編修局の総裁金子堅太郎や編修官長三上参次なども二世五姓田芳柳を知悉しているとのこと

であった。二世芳柳は忠実にその期待に答えて『明治天皇紀附図』の作成に当たったのである。冒頭に述べたように、現在それは宮内庁侍従職に保管されているが、絵画に関する予備知識の全くない私などでも、この『明治天皇紀附図』は流石に丁寧に描かれており、二世芳柳が精魂を込めて作成したのに相応しい出来ばえといっても過言ではないと思う。

最後に、本絵図に関する二、三の問題について検討を行いたい。

第一に、作業手順の問題である。二世芳柳が『明治天皇紀附図』の作成を行うに当たって、当初の条件では半年に十八枚の図を仕上げるようになっていた。しかし実際に二世芳柳の作業工程を見ると、これまでの叙述によって明らかな如く、全部の下絵を描き、ついで全体の清書・彩色の順に仕上げ、一斉に終了するような作業手順であった。

第二に、落款のことである。二世芳柳は『明治天皇紀附図』の一枚一枚に落款を捺すことを希望し、金子堅太郎に宛てて書状を出し、金子にそのことの可否を問い合わせていたようである。いま金子から二世芳柳に宛てた書状によると（読点は筆者が加えた）、

貴書拝読、絵画ニは古式ニ依リ無落款ニ被成、只小生之記事之中ニハ貴名を挿入する事に可致候、来二十四日編修局ニ出勤致候間、午後二時頃御出局被下度、先者貴答迄、勿々、

とある。本書状の差出日が十二月十八日とあるだけで年次を欠いている。この書状の右余白に二世芳柳は、「明治天皇紀附図ハ昭和六年三月着手ニツキ本書ハ六年カ七年ノ十二月落款ノ件ニ対スル返書ニシテ子爵

金子堅太郎氏ノ自筆ナリ」と朱書している。芳柳ですら月日だけでは何年ものか判らないが、昭和六年か七年のものらしい。強いてどちらかといえば、画が完成に近ずいている昭和七年の可能性が高いが、いまは保留しておきたい。

第三に、下絵の出版についてである。二世芳柳は、金子堅太郎に宛てて下絵を印刷し、親戚などに頒けたいとの希望を申し出ている。昭和九年一月金子堅太郎は『明治天皇御紀』の編修完了の功績を称えられて子爵から伯爵に陞爵されているが、二世芳柳は金子堅太郎に送った祝賀の書簡の中で、「明治天皇御一代記絵画の草案の残れるものを親近、知己に一、二枚宛贈呈せんと考居候處、一同のものより写真印刷にして一組宛分配し下さる様にと切なる申出てにより」その許可を求めているのである。これに対し、金子は臨時帝室編修局員の藤井宇多治郎をして、二世芳柳につきのように伝えさせている。すなわち芳柳の要求は、なお検討を要するものもあるとし、「編修官が御紀の草稿を持っているとしても、夫れを印刷頒布することは無論許されまい、之れと同じ様な事と思はれる」とし、さらに付け加えて将来これを複製することもあるかも知らないので、もう少し時期を待ってはどうかとの考えを伝えさせている。この外にも検討すべきことは少なくないが、今後の課題としたい。それにしても筆者は絵画については門外漢である。誤りや考えの至らないところも少なくないと思われる。是非とも大方のご教示をお願いしたい。

註

(1) 五姓田芳柳の名は、近代絵画史の中で確実にその一角を占めているといっても過言ではない。五姓田芳柳は、江戸時代末から明治初年にかけて横浜にあって、旧来の伝統的な日本画の手法に、写真による写実と明暗の手法を取り入れ、さらに彩色する方法を考案して、この手法で特に肖像画の分野に才能を発揮し、早くに明治天皇の肖像画を描いた人としてもよく知られている。ところがもう一人五姓田芳柳を名乗るものがあるが、この人が本稿で取り上げる人物である。

(2) 「五姓田芳柳略歴」がいつ何を契機に作られたのか不明である。しかし略歴の最後が昭和十年三月のことを記しているの、その直後に作られたとしても昭和十年四月以後のものである。なおこれは活版印刷であるから、何かの展覧会にでも作ったのであろうか。

(3) 隈元謙次郎氏「五姓田義松に就て」(『美術研究』二二三号)

神奈川県立博物館において、昭和六十一年十月～十一月『明治の宮廷画家―五姓田義松』と題する展覧会が開催され、義松関係の資料が文字通り網羅されて展示され、また総合目録が作成されている。本目録は義松関係のみならず、五姓田一派の研究に寄与するところが大である。

(4) 山口正彦氏「五姓田芳柳の肖像画」(『MUSEUM』四〇七・四〇八号)

(5) 山口正彦氏「二世五姓田芳柳の画業」(『MUSEUM』四三八号)

(6) 以下、山口氏の研究を引用する場合、特に断らなければ、註(5)による。

(7) 明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑奉獻概要報告』は、その表題から窺えるように、明治神宮外苑の整備関係事業に関する報告書で、大正十五年十月に刊行されたものを参照した。この他にも聖徳記念絵画館の裝飾画(以下、壁画という)については、明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑誌』(昭和十二年八月刊行)、明治神宮五十年誌編纂委員会編『明治神宮五十年誌』(昭和五十四年三月刊行)を参照した。

(8) 山口氏によると、二世芳柳は聖徳記念絵画館の壁画の考証図の作成を命ぜられ、心血を注いでその制作に邁進したという。

なお茨城県立近代美術館は、二世芳柳が描いた明治天皇の御事蹟画の下絵を所蔵している。山口氏によると、それらの下絵は聖徳記念絵画館の壁画の下絵と言われている。筆者も昭和六十三年三月二十五日茨城県立近代美術館(当時は茨城県立美術博物館)において、同館の藤本陽子氏のお世話によって、その下絵を実見する機会を得たが、確かに山口氏の指摘の通りである。

なおこの下絵には、絵の説明はもとより、場合によっては絵の誤りを指摘している箇所もある。後日、この下絵については改めて検討したいと思っている。

(9) 各題毎に一ページ分をとり、水彩で描かれている。

(10) 『聖徳記念絵画館画題説明』の乾の冊の表紙裏に見える藤波御用掛は藤波言忠、池辺編修官は池辺義象、上野書記は上野竹次郎である。これらの人々はいずれも当時の宮内省臨時帝室編修局の職員である。

(11) 『明治神宮五十年誌』(前掲)は、旧大名から申し出があったという。

(12) 二世芳柳が昭和六年五月七日に宮内省に提出した履歴書には、つぎように記載されている。

昭和六年二月二十日ヨリ十五日間展覧会ヲ上野公園ニ開キ、日本画・油画・水彩合計四百四十四ヲ陳列シ、同時ニ芳柳号ヲ先考ノ靈ニ返上シテ、彩筆ヲ抛ツベク公表セリ、然ルニ四月一日臨時帝室編修局總裁ヨリ揮毫物件ヲ強要セラレ、之ヲ応諾スルノ止ムナキハ、真ニ遺憾トスル所ナリ、

右の履歴書によると、上野公園において催した展覧会に出品の作品数は四百四十点とあり、さきの山口氏の整理による三百五十点と百点ぐらゐも相違があるが、いずれを良しとするべきか、点数の数え方によるのか判断の材料がないので、事実のみを記しておく。

(13) 註(12)参照。

(14) 伏見桃山陵の図を加えたのが、誰の発想によるのか、いまそのことを具体的にできない。恐らく二世芳柳の一存ということはあり得ない。臨時帝室編修局の誰かの発議であることに違いないが、いまは誰か特定できない。

(15) 聖徳記念絵画館委員会の議事録をまだ拝見する機会を得ていないが、いまここでは『明治神宮五十年誌』(前掲)によった。